一般財団法人土浦市産業文化事業団再雇用職員就業規則

（平成１９年１月１５日規則第１号）

改正　平成２１年２月１９日規則第２号
改正　平成２５年３月２８日規則第１号
改正　平成２６年７月１５日規則第１号
改正　平成２７年３月１３日規則第１号
改正　平成２８年３月　９日規則第１号
改正　平成２８年３月１６日規則第２号
改正　平成２９年３月２８日規則第１号
改正　平成３０年３月２０日規則第１号
改正　平成３０年１２月１８日規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は，一般財団法人土浦市産業文化事業団（以下「事業団」という。）の再雇用職員の再雇用に係る基準及び条件並びに勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

（再雇用職員）

第２条　再雇用職員とは，定年によって退職する職員（以下「定年年齢到達職員」という。）のうち，一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の人事及び勤務並びに服務に関する規程（昭和４８年規程第４号。以下「服務規程」という。）第１１条の３の規定に基づき雇用した職員をいう。

２　服務規程第１１条の３の規定に基づき再雇用できる職員（更新の場合を含む。）は，解雇事由又は退職事由に該当しない者であって，定年退職日に服務規程第８条第１項の規定に基づく休職中でない者のうち，次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するものとする。

（１）再雇用により引き続き勤務することを希望し，勤務に精勤する意欲があること。
（２）過去３年間の勤務評定における各項目の評価が良好（Ｓ，Ａ又はＢ）であること。
（３）過去３年間において，懲戒処分を受けたことがないこと。
（４）過去３年間において，無断欠勤がないこと。
（５）直近の健康診断の結果，業務遂行に支障がないと認められること。
（６）定年退職後又は再雇用の更新後直ちに業務に従事できること。

３　前項の場合においては，次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については，それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成 25 年４月１日～平成 28 年３月 31 日	６１歳
平成 28 年４月１日～平成 31 年３月 31 日	６２歳
平成 31 年４月１日～平成 34 年３月 31 日	６３歳
平成 34 年４月１日～平成 37 年３月 31 日	６４歳

（再雇用の手続等）

第３条　再雇用を希望する定年年齢到達職員又は再雇用の更新を希望する再雇用職員は，理事長に対して，次に掲げる書類を所定の日までに提出しなければならない。

（１）一般財団法人土浦市産業文化事業団職員再雇用申請書（別記様式）

（２）健康診断書又は労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第６６条の規定に基づく健康診断結果の写し
（３）その他理事長が必要と認めた書類

（再雇用の契約及び期間）

第４条　再雇用職員の再雇用は，期間を定めて，契約によるものとする。

２　前項の規定に基づく契約（以下「雇用契約」という。）の期間は，服務規程第１１条の２第２項の規定に定める定年退職日の翌日から１年とし，再雇用職員の希望又は業務の必要に応じて，雇用契約の期間を更新することができる。

３　前項の規定に基づく更新は，１年更新で年齢６５年に達した日以後における最初の３月３１日を超えることはできない。

（再雇用職員の区分）

第５条　再雇用職員は，事務職員と技能労務職員に区分する。

（職種及び職場）

第６条　事務職員は，その複雑，困難及び責任の度に基づき職務の級として分類し，その分類の基準となるべき職務内容は，別表第１のとおりとする。

２　技能労務職員の職務内容は，別表第２のとおりとする。

３　再雇用職員の職場は，知識，技能，経歴，適性及び健康の状況並びに要員の状況等を総合的に勘案して決定する。

（役職就任）

第７条　再雇用職員に対しては，職制上の役職を命じないものとする。ただし，業務の遂行上で理事長が必要と認めるときは，期限を限って，職制上の役職を命じることができる。

（服務規律）

第８条　再雇用職員の服務規律は，一般財団法人土浦市産業文化事業団職員就業規則（平成１４年規則第１号）が適用される職員（以下「一般職員」という。）の例による。

（勤務時間）

第９条　再雇用職員の勤務時間は，職場の特性及び一般職員との均衡を考慮して，次の基準により雇用契約で定める。

（１）１週　４０時間以内
（２）１日　８時間以内

（休憩時間）

第１０条　再雇用職員の休憩時間は，職場の特性及び一般職員との均衡を考慮して，次の基準により雇用契約で定める。

（１）勤務時間が６時間を超える場合　４５分
（２）勤務時間が８時間を超える場合　６０分

（休日）

第１１条　再雇用職員の休日は，職場の特性及び一般職員との均衡を考慮して，雇用契約で定める。

２　理事長は，前項の規定にかかわらず，業務の都合により休日を他の日に振り替えることができる。

（休暇）

第１２条　再雇用職員には，次により休暇を付与するものとする。

（１）年次有給休暇

（２）特別休暇
（３）療養休暇
（年次有給休暇）
第１３条　再雇用職員の年次有給休暇は，労働基準法（昭和２２年法律第４９号。以下「基準法」という。）第３９条の規定に基づき，付与するものとする。
２　再雇用職員が定年退職時に保有する年次有給休暇は，再雇用後に持ち越すこととし，付与日数の計算上の勤続年数は，定年前と通算する。
（特別休暇）
第１４条　服務規程第１６条の規定は，再雇用職員の特別休暇に準用する。
（療養休暇）
第１５条　一般財団法人土浦市産業文化事業団嘱託職員等就業規則(平成９年規則第４号)第１０条の規定は，再雇用職員の療養休暇に準用する。
（育児休業等）
第１６条　再雇用職員の育児休業等は，一般財団法人土浦市産業文化事業団育児休業及び介護休業等に関する規則（平成２１年規則第２号。以下「育児休業及び介護休業等に関する規則」という。）の定めるところによる。
（介護休業等）
第１７条　再雇用職員の介護休業等は，育児休業及び介護休業等に関する規則の定めるところによる。
（時間外，休日及び深夜の勤務）
第１８条　理事長は，業務上やむを得ない場合には，基準法第３６条第１項の規定に基づく協定により，再雇用職員を所定の勤務時間外又は休日に勤務をさせることができる。
（給料月額）
第１９条　再雇用職員の給料月額は，別表第３に掲げる給料表の給料月額のうち，その者の属する職務の級に応じた額とする。
２　再雇用職員の給与の支給方法は，一般職員の例による。
（定期昇給）
第２０条　再雇用職員の定期昇給は，行わないものとする。
（時間外勤務手当）
第２１条　理事長は，再雇用職員に対して，雇用契約で定めた勤務時間を超えて勤務をさせた場合は，超過した時間数に応じ，一般職員の例により計算した時間外勤務手当を支給する。ただし，勤務時間数が１日で８時間を，又は１週で４０時間を超えない場合は，時間外勤務手当は，支給しないものとする。
（休日勤務割増手当）
第２２条　理事長は，再雇用職員に対して，休日に勤務をさせた場合は，一般職員の例により計算した休日勤務割増手当を支給する。
（深夜勤務割増手当）
第２３条　第８条の規定に定める時間を超えて勤務を命じられた者又は休日に勤務を命じられた者の勤務時間が，引き続いて深夜（午後１０時から午前５時までの時間帯をいう。）に及んだ場合は，一般職員の例により計算した深夜勤務割増手当を支給する。
（扶養手当）
第２４条　再雇用職員に対する扶養手当の支給は，行わないものとする。
（地域手当）

第２５条　再雇用職員に対する地域手当の支給は，一般職員の例により支給するものとする。

（通勤手当）

第２６条　再雇用職員に対する通勤手当の支給は，一般職員の例により支給するものとする。

（住居手当）

第２７条　再雇用職員に対する住居手当の支給は，行わないものとする。

（旅費の支給）

第２８条　再雇用職員を業務のため旅行させた場合は，当該再雇用職員に対して，一般職員の例により旅費を支給する。

（控除）

第２９条　次に掲げるものは，給与から控除する。

（１）基準法第２４条第１項の規定に基づく公租・公課，社会保険料及び労働保険料の本人負担分

（２）欠勤，出勤停止等による不就業時間又は不就業日数に相当する部分の給与

（期末・勤勉手当）

第３０条　再雇用職員に対する期末・勤勉手当の支給は，土浦市再任用職員の例による。

（退職及び退職金）

第３１条　再雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合は，退職とする。

（１）死亡したとき。

（２）再雇用の契約期間が満了し，更新をしないとき。

（３）年齢が６５年に達した日以後における最初の３月３１日が到来したとき。

（４）退職を希望し，理事長の承諾を得たとき。

（５）第１４条に規定する療養休暇の期間満了においても出勤できないとき。

（６）将来にわたって正常な就業が期待できず，雇用の継続が不可能であると理事長が判断をしたとき。

（７）服務規程第１０条に該当し，解雇となったとき。

２　再雇用職員には，退職金を支給しない。

（福利厚生）

第３２条　再雇用職員の福利厚生は，一般職員の例による。

（社会保険等への継続加入）

第３３条　再雇用職員について，健康保険，厚生年金保険，雇用保険，労災保険等へ継続して加入するものとする。

（その他）

第３４条　この規則に定めのない事項については，一般職員の例によるものとし，特別の事由のない限りにおいて，基準法その他関係諸法令の規定するところによる。

付　則（平成１９年１月１５日規則第１号）

１　この規則は，平成１９年１月１５日から施行する。

２　この規則の施行にあたり，年齢が６０年に達する者の第４条第３項及び第２６条第１項第３号の規定の適用については，第４条第３項中及び第２６条第１項第３号中「６５年」とあるのは，次に定めるところにより読み替えるものとする。

（１）平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までの間に年齢が６０年に達する者

については，６３年
（２）平成１９年４月１日から平成２１年３月３１日までの間に年齢が６０年に達する者については，６４年

付　則（平成２１年２月１９日規則第２号）

この規則は，平成２１年４月１日から施行する。

付　則（平成２５年３月２８日規則第１号）

この規則は，平成２５年４月１日から施行する。

付　則（平成２６年７月１５日規則第１号）

この規則は，公布の日から施行し，平成２５年４月１日から適用する。

付　則（平成２７年３月１３日規則第１号）

この規則は，平成２７年４月１日から施行する。

付　則（平成２８年３月９日規則第１号）

この規則は，平成２８年４月１日から施行する。

付　則（平成２８年３月１６日規則第２号）

この規則は，平成２８年３月１６日から施行し，この規則による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団再雇用職員就業規則の規定は，平成２７年４月１日から適用する。

付　則（平成２９年３月２８日規則第１号）

この規則は，平成２９年３月２８日から施行し，この規則による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団再雇用職員就業規則の規定は，平成２８年４月１日から適用する。

付　則（平成３０年３月２０日規則第１号）

この規則は，平成３０年３月２８日から施行し，この規則による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団再雇用職員就業規則の規定は，平成２９年４月１日から適用する。

付　則（平成３０年１２月１８日規則４号）

この規則は，平成３０年１２月１８日から施行し，この規則による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団再雇用職員就業規則の規定は,平成３０年４月１日から適用する。

別表第１（第６条関係）

職務の級	職務の内容
２級	１　主幹の職務 ２　職務の複雑，困難及び責任の度が前号と同程度の職務で理事長の定めるもの
３級	１　主任の職務 ２　職務の複雑，困難及び責任の度が前号と同程度の職務で理事長の定めるもの

別表第２（第６条関係）

職務の級	職務の内容
２級	１　相当の技能又は経験を必要とする技能労務職員の職務 ２　前号と同程度の職務で理事長の定めるもの

別表第３（第１９条関係）

再雇用職員給料表

職務の級	事務職員	技能労務職員
	給料月額（円）	給料月額（円）
２級	１９３，６００	１８４，２００
３級	２２９，６００	

別記様式（第３条関係）

一般財団法人土浦市産業文化事業団職員再雇用申請書

年　　月　　日

一般財団法人土浦市産業文化事業団
理事長　　殿

所属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
＿＿＿年　　月　　日生（　　歳）

私は，定年退職後の再雇用／再雇用期間の更新を希望しますので，一般財団法人土浦市産業文化事業団再雇用職員就業規則第３条の規定により，申請いたします。

添付書類